

# 《働き方・休み方改善コンサルタント※》

を利用してみませんか！

※コンサルタントは、社会保険労務士の資格を持つ者等、都道府県労働局長が任用した非常勤国家公務員です。

## 社内でこんなご要望・お悩みはありませんか？

- ◆従業員の健康保持やワーク・ライフ・バランスを推進したい
  - ～業務の特性に応じた柔軟な働き方の導入を検討したい（変形労働時間制や裁量労働制の活用等）
  - ～長時間労働を見直したい（時間外・休日労働の削減等）
- ◆優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい
  - ～年次有給休暇を取りやすくしたい（時間単位年休・計画年休導入等）
  - ～特別休暇制度を導入したい（病気休暇・ボランティア休暇等）
- ◇育児・介護等のために退職してしまう従業員がいる
- ◇短納期発注での「しわ寄せ」を受けている



## コンサルタントにご相談ください！

☆次のような方法でご利用いただけます。

- ◆コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）  
コンサルタントが事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、改善に向けた具体的なアドバイスや資料の提供を行います。
- ◆説明会への講師派遣  
労働時間や休暇制度に関する説明会などに、コンサルタントを講師として派遣します。



無料です！

ご相談先：群馬労働局 雇用環境・均等室

☎ : 027-896-4739

（平日9：30～17：00）

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F